

「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する 郵政民営化委員会の意見（平成30年12月）」に対する生保労連の見解

生保労連ではこれまで、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張を一貫して行って参りました。

本日、郵政民営化委員会より、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見（平成30年12月）」（以下、「意見」）が公表されました。今般の総合的な検証にあたり、生保労連は、上記の考え方に基づき、2017年10月2日に意見を提出するとともに、同年10月26日、2018年3月23日には、郵政民営化委員会のヒアリングにおいて意見表明を行いました。

意見提出・表明にあたっては、生保労連が実施した国民意識調査結果や、平成26年4月から販売されたかんぽ生命の学資保険の驚異的な販売実績等から、かんぽ生命には民間会社には無い政府の関与を背景とした絶大な信頼感、すなわち「暗黙の政府保証がある」との誤解が存在することを訴えるとともに、生命保険販売の現場で働く組合員から寄せられた切実な声や具体的な問題事例を伝えて参りました。

本日公表された「意見」において、これまで日本郵政が主張していた「民営化法の趣旨を踏まえ、タイミングを見て金融二社の株式の保有割合が50%程度となるまではできるだけ早く売却」したい旨について、郵政民営化委員会として、「主要株主である政府とも十分に意思疎通を図りながら、当該株式処分を進めていくことが求められる」と指摘したものの、金融二社株式の具体的な売却時期等は、日本郵政の経営判断に委ねられるとし、具体的なスケジュール等は一切示されていません。

現行法では、「日本郵政が保有するかんぽ生命の株式は、その全てを処分することを目指し、できる限り早期に処分」するとされていますが、郵政民営化スタート時において、2017年9月30日迄に完全売却することとされていた経緯等に照らしても、その歩みが遅いことは明白です。

さらに、仮に金融二社の株式の保有割合が50%程度まで引き下げたとしても、かんぽ生命株式の多くを政府が実質的に保有しており完全民営化の実現ができていないため、かんぽ生命と民間会社との公平・公正な競争条件が確保されたとは、到底言うことができません。

「公正・公平な競争条件の確保」がはかられていない中で、新規業務等が認められることにより、組合員の雇用や生活に悪影響が及ぶことは、生保産業唯一の産業別労働組合として断固として認めることはできません。

なお、「意見」において、限度額引上げ後の状況について、「現段階で、かんぽ生命保険の限度額改定の影響を見極めることは難しいと考えられる」とされており、引き続き、「限度額改定後の状況について注視する」との見解が示されておりますが、生命保険については、例えば、結婚や出産等のライフステージの変化にあわせて加入ニーズが顕在化することから、今後、その影響が大きくなっていく懸念がある点について、留意が必要です。

最後になりますが、今後の調査審議や具体的な検討を行うに際しては、「公平・公正な競争条件の確保」等の観点から日本郵政の保有するかんぽ生命の株式の完全売却への道筋を明確にすべきこと、その上で、慎重かつ十分な審議・検討が行われることを改めて強く要望いたします。

2018年12月26日
全国生命保険労働組合連合会